

須賀川市第4次障がい者計画

2024(令和6)年度～2029(令和11)年度



2024(令和6)年3月

須賀川市

表紙絵「桜」須賀川支援学校高等部令和4年度卒業生作

はじめに



本市では、2015(平成 27)年 3 月に「第三次須賀川市障がい者計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に努めてまいりました。

この間、「障害者の権利に関する条約」の批准を契機に、「障害者差別解消法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、「医療的ケア児支援法」が施行されるなど、障がい者(児)を取り巻く環境は大きく変化しております。一方で、障がい者の高齢化や親亡き後への備え、依然として後を絶たない虐待、障がいに対する無関心など社会的課題への対応を含め、障がい福祉の課題は複雑化、複合化しております。

このような中、これらの変化に的確に対応するため、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間を期間として、「須賀川市第4次障がい者計画」を策定いたしました。

本計画では、「障がいがある人もない人も、お互いを尊重し、支え合う共生社会の実現」を基本方針に、目指す姿を掲げ、目指す姿の実現のための施策方針に基づき、障がい福祉施策の展開を図ることとしております。

今後も市民、地域、事業者の皆様との協働の取り組みを進め、計画の実現に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、市民アンケートやパブリックコメントなど、様々な機会に貴重なご意見をお寄せいただきました皆様、ご審議を賜りました「須賀川市障がい者計画等策定委員会」並びに「須賀川地方地域自立支援協議会」の皆様にご心より御礼申し上げます。

2024年3月

須賀川市 橋本克也

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	1
3 計画期間	2
4 計画の対象範囲	2
5 策定経緯	2
6 SDGs の理念の反映	2
第2章 障がい者を取り巻く現状	3
1 障がい者の現状	3
2 アンケート調査結果	8
3 障がい福祉サービス事業所へのアンケート調査結果	10
4 現状の分析	11
第3章 計画の方向性	15
1 基本方針	15
2 目指す姿	16
3 施策の体系	17
第4章 施策方針	18
1 障がい福祉サービス等の充実	18
2 障がい福祉に携わる人材の確保、育成支援	19
3 保健医療体制の充実	20
4 医療的ケアを必要とする児童の支援	20
5 障がい者雇用の推進	21
6 障がい者生涯学習活動の推進	22
7 情報提供、意思疎通支援の充実	22
8 障がい理解の推進	23
9 災害時支援体制の推進	23
10 権利擁護の推進	24
第5章 計画の推進	25
1 推進体制	25
資料編	26

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

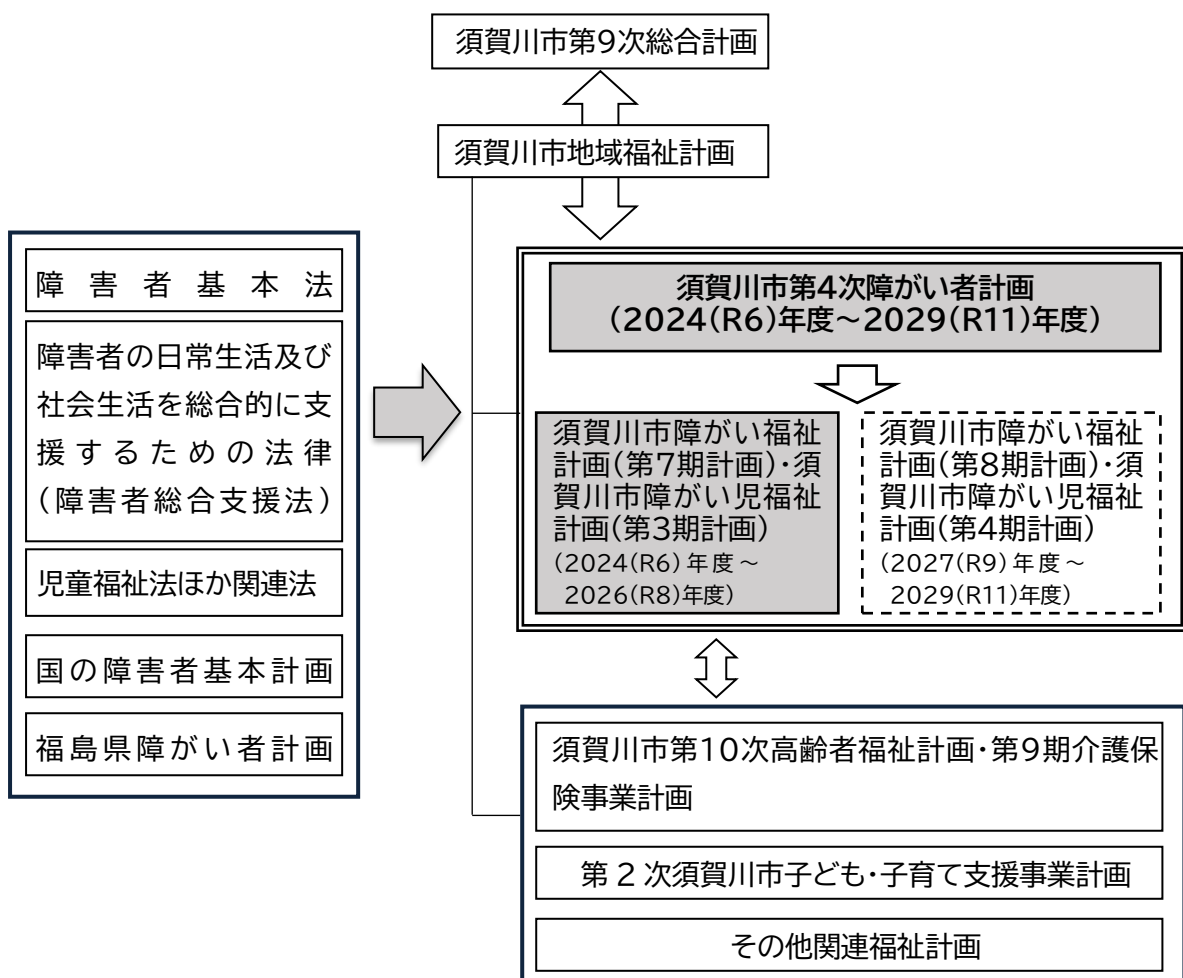
この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画(障がい者計画)として策定します。

国の障害者基本計画及び福島県障がい者計画との整合を図りながら、本市障がい者・障がい児の状況や課題、第三次計画の実績等を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2 計画の性格・位置付け

本市まちづくりの指針である「須賀川市第9次総合計画」並びに「須賀川市地域福祉計画」を上位計画とし、「須賀川市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「第2次須賀川市子ども・子育て支援事業計画」等他の福祉分野の個別計画との整合を図り連携しながら障がい者福祉の推進を図ります。

また、この計画に則して、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を図ることを目的とした「須賀川市障がい福祉計画・須賀川市障がい児福祉計画」を策定します。



3 計画期間

この計画の期間は、2024(R6)年度から 2029(R11)年度までの6年間とします。

4 計画の対象範囲

本市障がい者計画においては、これまで障害者基本法が定義する「障害者」である身体、知的、精神の三障がいに加え、自閉症スペクトラム症などの発達障がい、難病患者等を各種施策の対象者としてきており、この計画においても同様とします。

また、この計画は、様々な世代や主体の理解と協力のもとに計画が推進されるよう障がい者をはじめとするすべての市民を対象として進めます。

「障がい」の表記について

市では、「障害」という漢字の表記について、法律等で規定されている場合を除き「障がい」「障がい者」と表記しています。

5 策定経緯

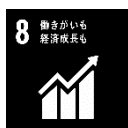
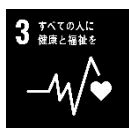
この計画の策定にあたっては、障がい福祉サービス事業所の関係者、公募市民等を構成員とする「須賀川市障がい者計画策定委員会」を設置し、審議を重ねました。

また、計画策定にあたり、市民アンケートや事業所アンケート調査等を実施し、障がい者福祉の課題や意見を抽出するとともに、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の意見を取り入れました。

6 SDGsの理念の反映

SDGs(持続可能な開発目標)は、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を総合的な取り組みとして推進し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国際社会の共通目標です。

須賀川市第9次総合計画では、各政策をSDGsの定める17のゴールと関連付けることにより、一体的なまちづくりをすすめているため、この計画の施策を推進することで次の5の目標実現を目指します。

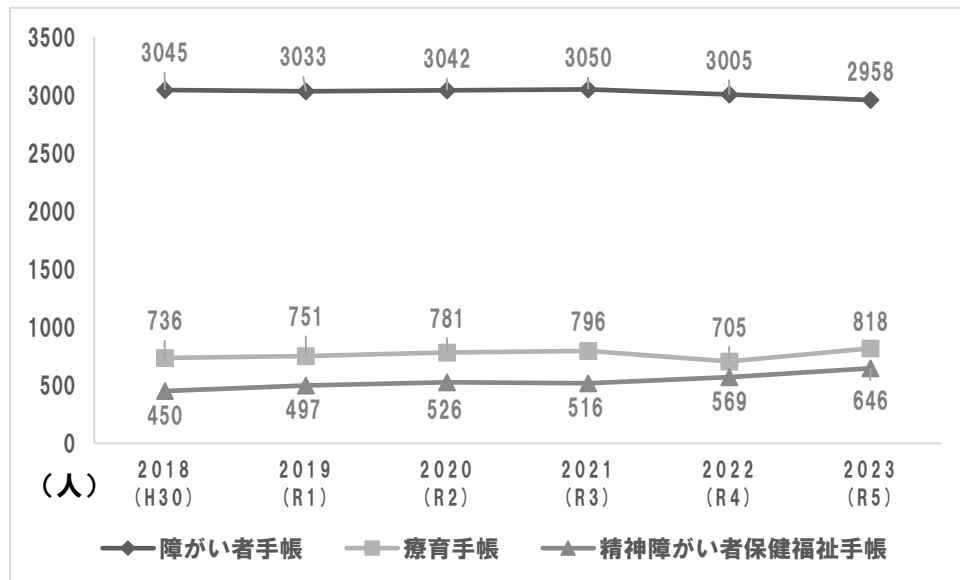


第2章 障がい者を取り巻く現状

1 障がい者の現状

(1) 障がい別の各種手帳所持者数の推移

〈各年4月1日現在〉

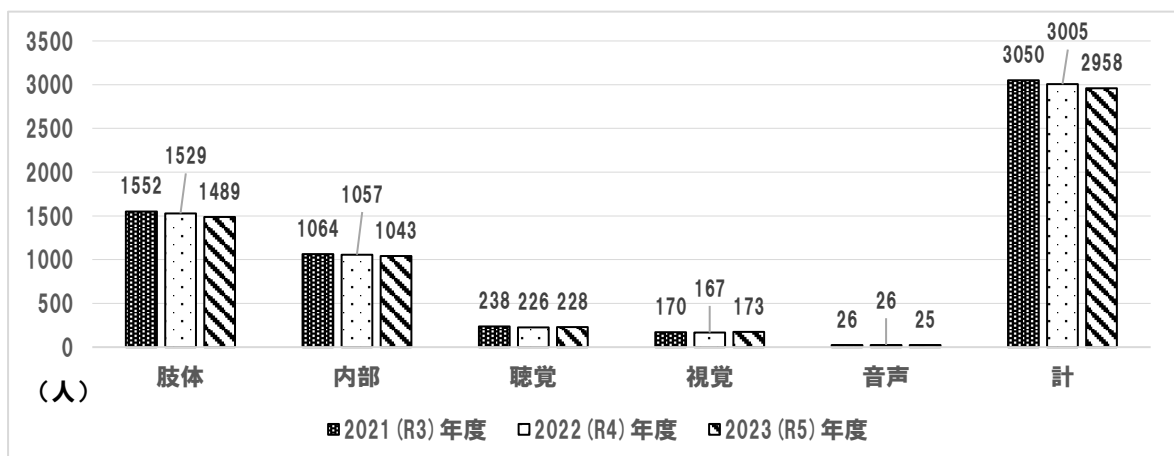


(2) 身体障がい者

身体障害者手帳所持者は、2023(R5)年4月1日現在、2,958人、市民の約4%という状況です。障がい部位別では、「肢体不自由者」が1,489人で最も多く全体の50.3%を占め、次いで「内部障がい者」、「聴覚、平衡機能障がい者」、「視覚障がい者」、「音声言語機能障がい者」の順になっています。等級別では、「1・2級」の重度障がい者が最も多く1,536人(51.9%)、次いで「3・4級」の中度が1,088人(36.8%)、「5・6級」の軽度が334人(11.3%)となっています。年齢別では、65歳以上2,207人と、高齢者の割合が75%近くを占めている状況にあります。

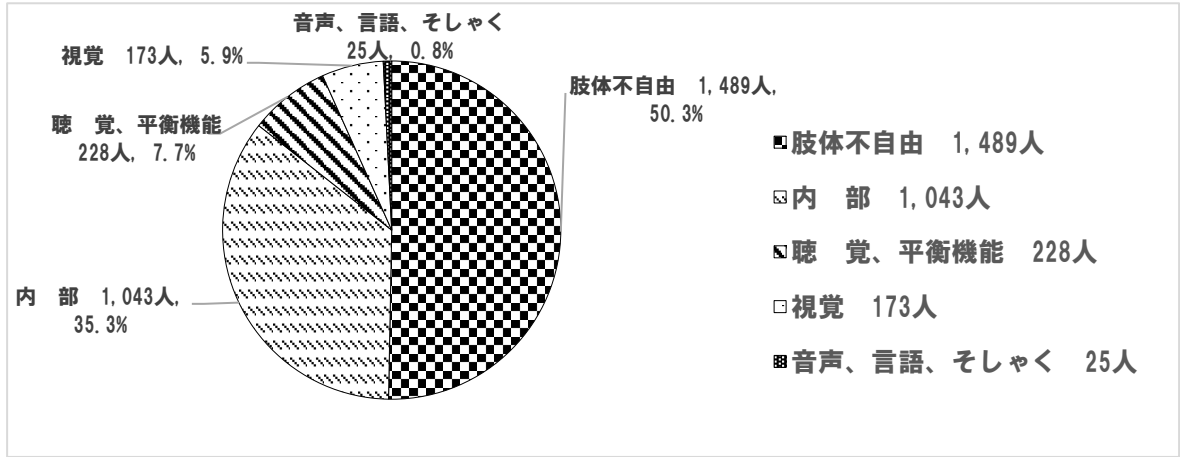
◎身体障害者手帳所持者数(年度別、障がい別)

〈各年4月1日現在〉



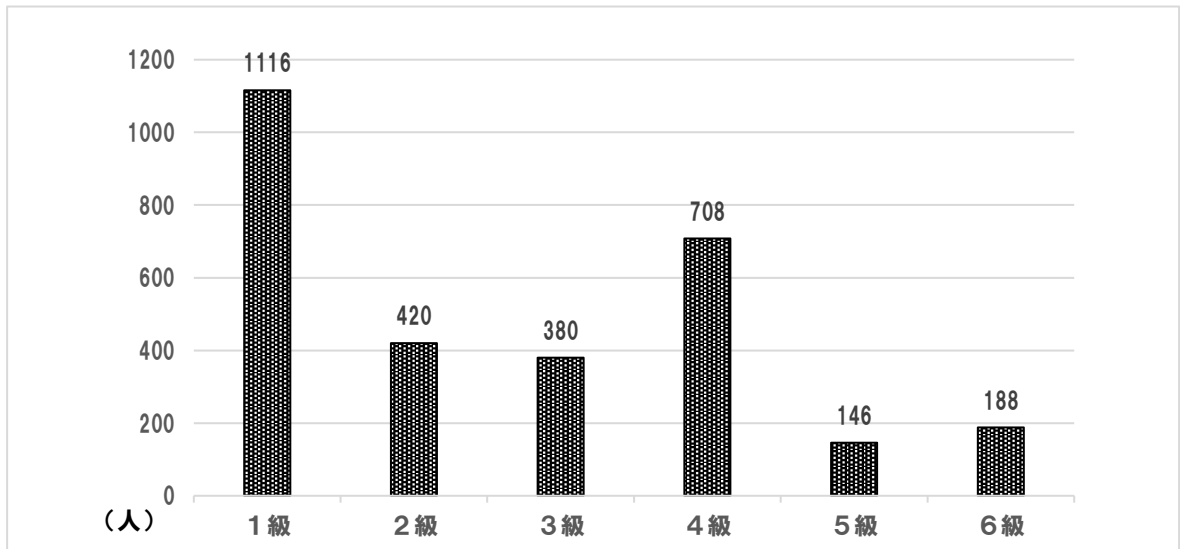
◎身体障害者手帳所持者数(部位別)

〈2023(R5)年4月1日現在〉



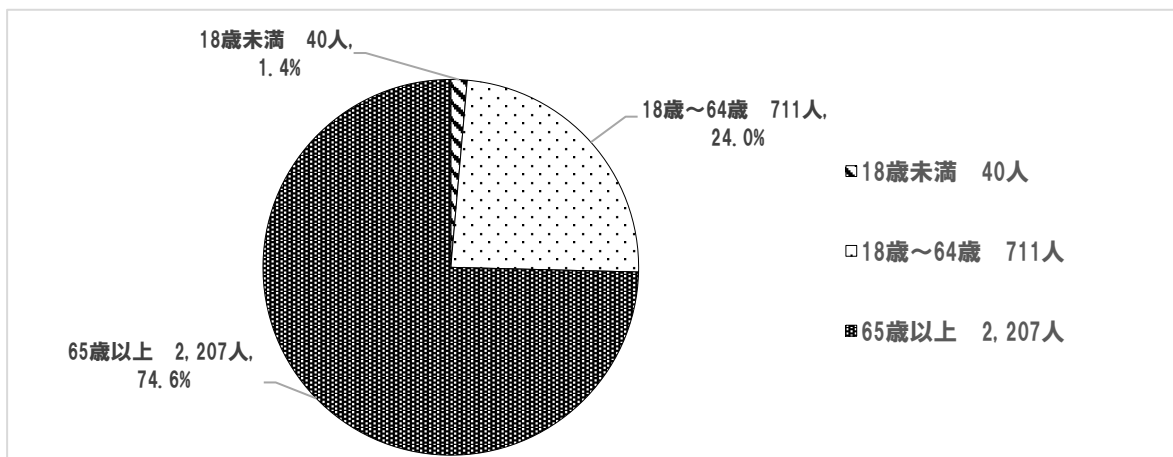
◎身体障害者手帳所持者数(等級別)

〈2023(R5)年4月1日現在〉



◎身体障害者手帳所持者数(年齢別)

〈2023(R5)年4月1日現在〉

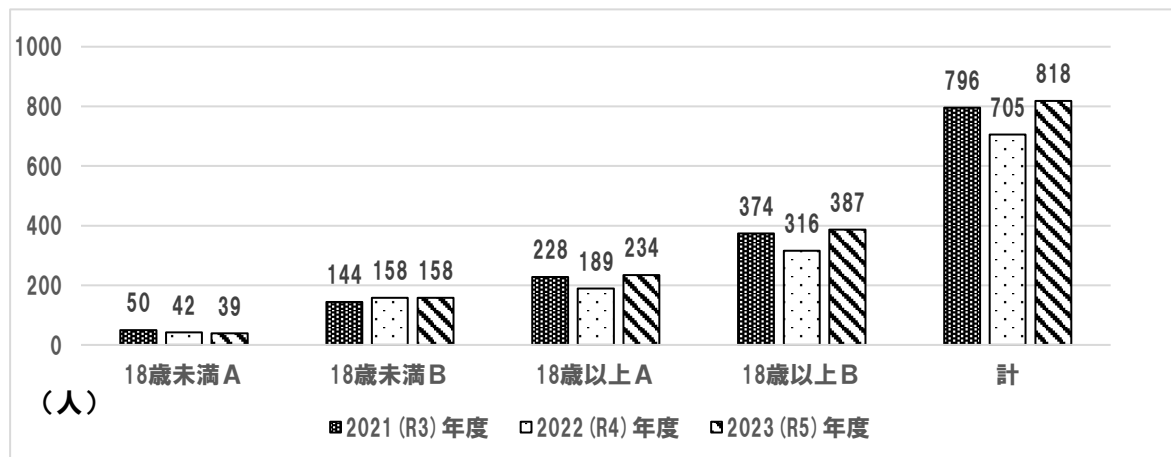


(3) 知的障がい者

知的障がいによる療育手帳所持者は、2023(R5)年4月1日現在で 818 人、市民の約 1%という状況です。障がい程度別では重度Aが 273 人、中・軽度Bが 545 人となっています。年齢別では、18 歳以上 65 歳未満が全体の約 65%を占めています。

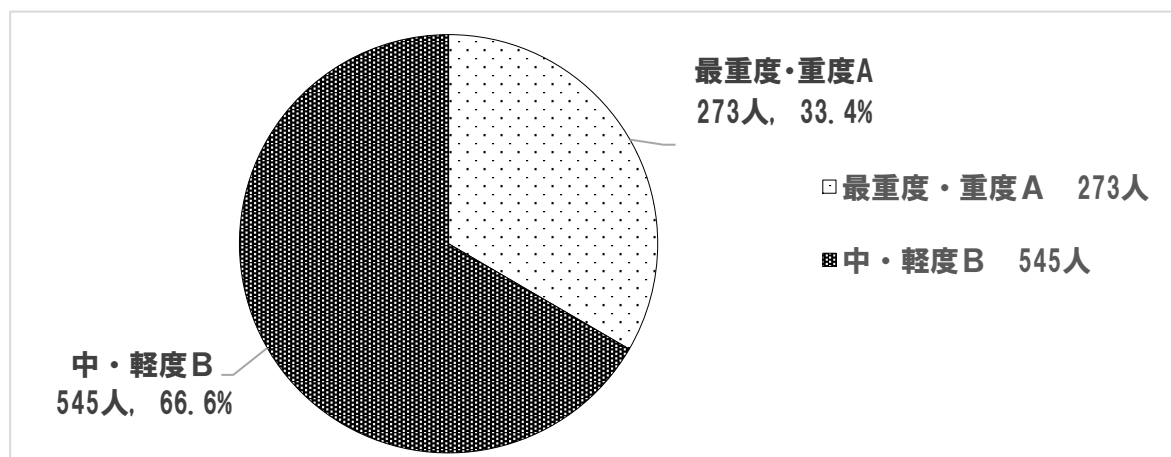
◎療育手帳所持者数(年度別)

〈各年4月1日現在〉



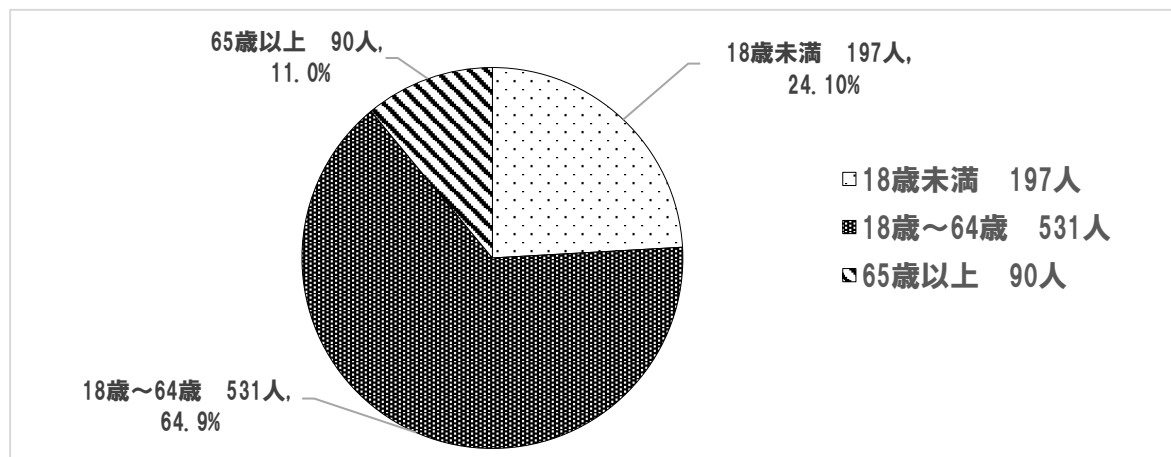
◎療育手帳所持者数(程度別)

〈2023(R5)年4月1日現在〉



◎療育手帳所持者数(年齢別)

〈2023(R5)年4月1日現在〉

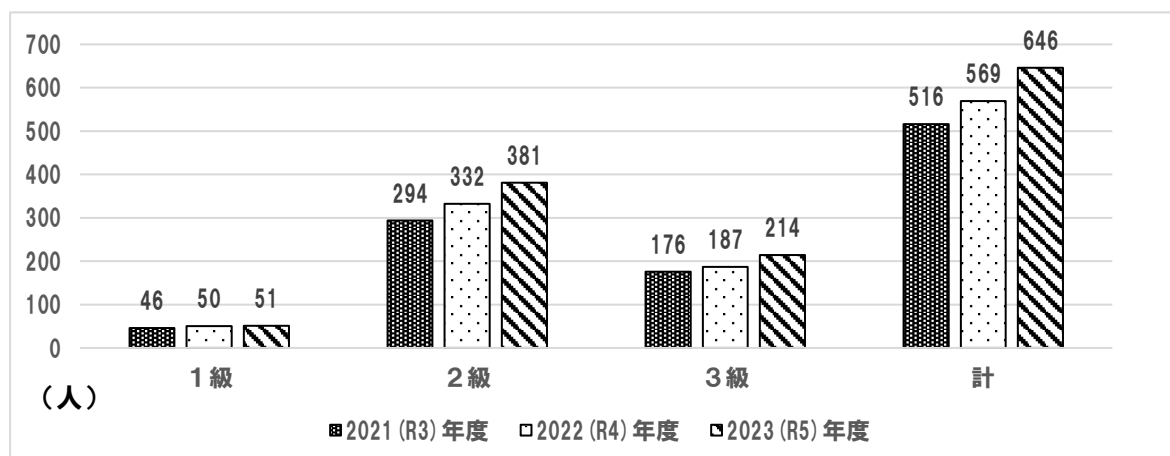


(4) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、2023(R5)年4月1日現在で 646 人、市民の約 0.9%という状況です。障がい程度別では、1級が 51 人、2級が 381 人、3級が 214 人となっています。年齢別では、18 歳以上 65 歳未満の割合が、全体の 75%を占めています。

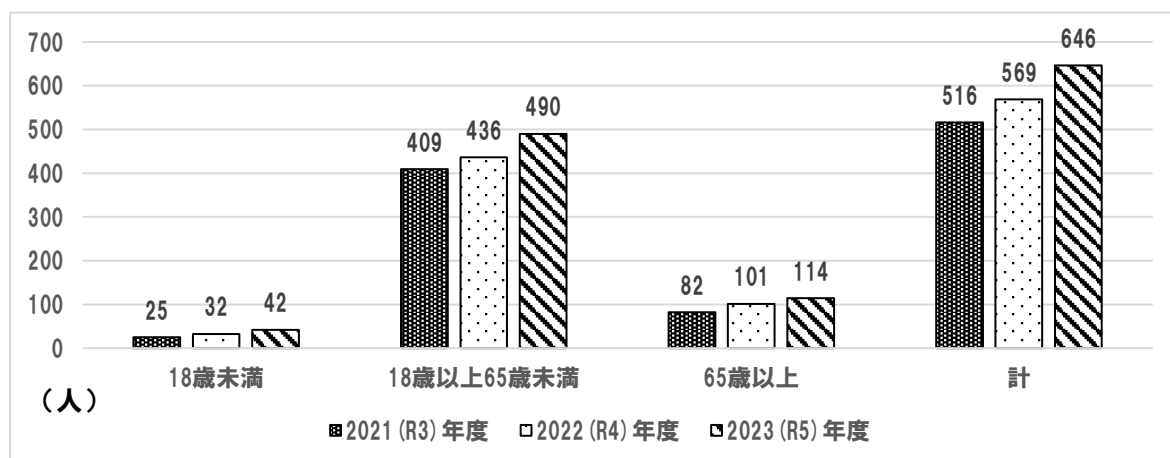
◎精神障害者保健福祉手帳所持者数(年度別)

〈各年4月1日現在〉



◎精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)

〈各年4月1日現在〉

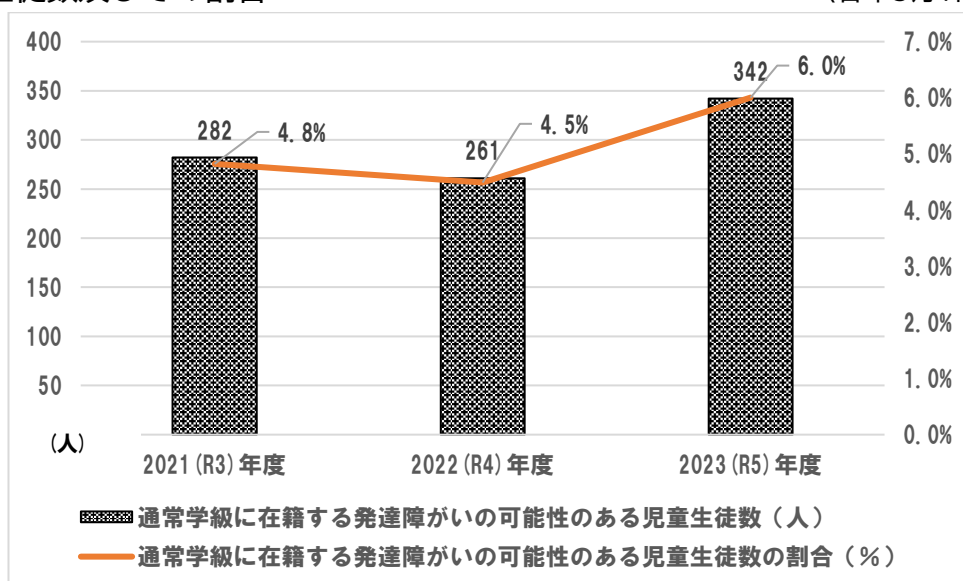


○ 発達障がい児

文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(2022(R4)年12月)」の結果では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は 8.8%と推計しています。

なお、市内小中義務教育学校の数値は、2023(R5)年5月現在 342 人、6.0%となっています。

◎通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒数及びその割合
 〈各年5月1日現在〉



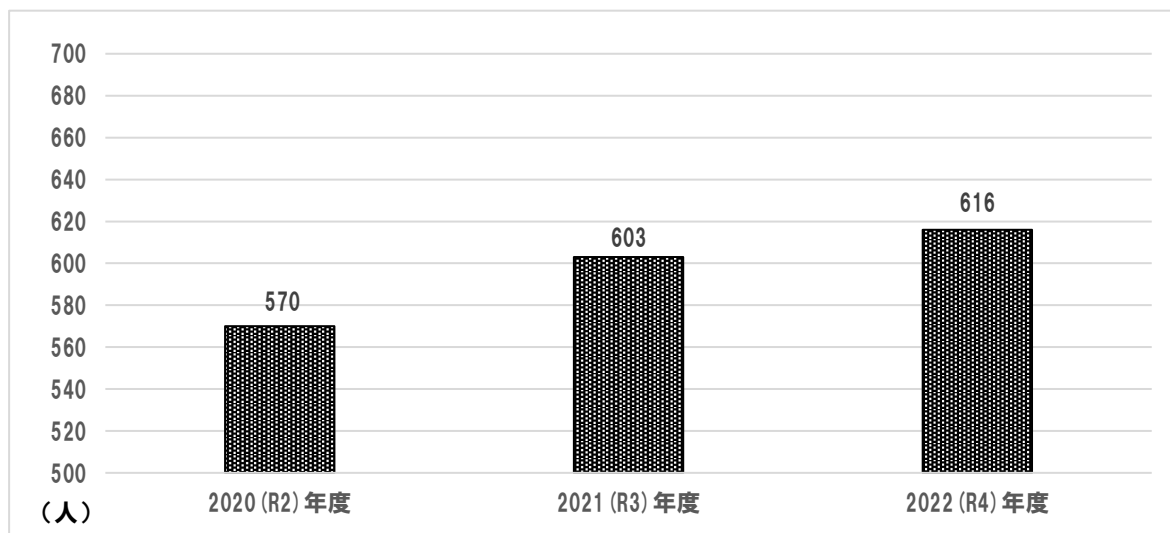
資料: 学校教育課

(5) 難病等

2013(H25)年4月施行の障害者総合支援法に定める障がい者(児)の対象に難病等が加わりました。2021(R3)年11月1日から、障がい福祉サービス等の対象となる難病患者等の範囲が拡大され366疾病となっています。

◎難病等による特定医療費受給者証発行件数

〈各年度3月末現在〉



2 アンケート調査結果

(1) 調査目的

障がい者のニーズや生活の実態等を把握するとともに、本市の現状や課題を抽出・分析し、この計画策定の基礎資料として活用することを目的とし、調査を実施しました。

(2) 調査期間

2023(R5)年6月29日(木)～2023(R5)年7月14日(金)

(3) 調査対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び難病などで障がい者計画相談を利用している人のうち無作為抽出による1,000人

(4) 調査方法

郵送配付・回収

(5) 回収結果

有効回収数 400票 有効回収率 40.0%

主たる結果は次のとおり。

※最も多い回答数から順に3つを掲載しています。

介助や支援の状況について

●主な介護者

介護は受けていない

41.3%

父 母

36.8%

配偶者

6.5%

60歳代以上は
39%です。

●主な介護者の年齢

40歳代

22.9%

50歳代

19.3%

60歳代

17.7%

●適切な介助や支援が受けられているか

常に受けられている

61.1%

受けられているときもあれば
受けられていないときもある

24.4%

まったく受けられていない

8.1%

●適切な介助や支援が受けられていない理由(複数回答)

障がいや病気の特性を
理解してもらえない

44.7%

適切な介助者・支援者がいな
い

28.9%

金銭的負担が難しい
誰に相談したらよいか
分からない

23.7%

障害福祉サービス等の利用について

●サービスに求めたいこと(複数回答)

申請・契約の事務手続きを
簡単にする

30.3%

支援者の障がいに対する理
解の促進

25.0%

事業所選択のための
わかりやすい情報提供

23.8%

生活環境や暮らしについて

●暮らしやすくなるために必要だと感じること(複数回答)

年金や手当などの経済的 援助	障がいのある人に対するまわ りの人の理解の深まり	外出(買い物や通院など) の支援
49.0%	39.5%	29.0%

教育について

●学校・園生活を送る上での問題点(複数回答)

通園・通学手段の確保	学習に対する支援	進路指導が不十分
36.2%	36.2%	26.1%

雇用・就労について

●障がい者が働くにあたり必要なこと(複数回答)

障がい者の状況により、 働き方が柔軟であること	職場内で障がいに対する理 解があること	働くことに関する相談支 援体制が充実していること
67.1%	63.9%	52.0%

障がいへの理解促進について

●差別や嫌な思いをした経験

ある	少しある	ない
31.5%	31.3%	30.3%

●「障がい」に対する地域・行政の支援が進んでいるか

どちらとも言えない	わからない	多少進んでいる
37.0%	21.8%	19.8%

●市民理解を深めるために必要なこと(複数回答)

障がいのある人への福祉的 な就労や生産活動の機会 の提供	障がい者(児)の福祉につい ての関心や理解を深めるた めの啓発	障がいのある人との交流 を通じた障がいへの理解 の促進
50.3%	48.5%	43.5%

3 障がい福祉サービス事業所へのアンケート調査結果

(1) 調査目的

障がい福祉サービス事業所が優先的・重点的に取り組むべきと考える課題を抽出し、この計画策定の基礎資料として活用することを目的とし、調査を実施しました。

(2) 調査対象

須賀川・岩瀬管内の障がい福祉サービス事業所78事業所

(3) 調査期間

2023(R5)年8月

(4) 調査項目

2024(R6)年度から2029(R11)年度までの6年間で、障がい者(児)福祉施策として、優先的・重点的に取り組むべきと考える課題について下表の18項目から3つを選択

(5) 調査結果(最も多い回答数から順に3つを掲載)

- 親亡き後の生活支援(地域生活支援拠点整備など)
- サービスの質の向上(児サービスなど)
- 相談支援体制の強化(相談支援事業所、相談支援専門員の確保)

次の18項目から3つ選択

- 1 相談支援体制の強化(相談支援事業所、相談支援専門員の確保)
- 2 基幹相談支援センターの人材確保、育成
- 3 居宅介護ヘルパーの確保
- 4 グループホーム整備(24時間対応など)
- 5 医療的ケア児支援体制の整備
- 6 サービスの地域間格差の解消
- 7 サービスの質の向上(児サービスなど)
- 8 親亡き後の生活支援(地域生活支援拠点整備など)
- 9 施設・病院等からの地域移行(精神障がい者、18歳加齢児を含む)
- 10 障がい児通所支援の適正利用
(障がいの軽い児童が利用し、障がいの重い児童が利用できない)
- 11 教育・福祉・医療の連携
- 12 障がい者の就労率と月額工賃の向上
- 13 災害発生時における支援体制の確保(個別避難計画作成など)
- 14 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実など)
- 15 障がい者差別の解消、権利擁護の推進(成年後見制度の利活用など)
- 16 市民の障がいへの理解促進
- 17 保護者の障がい受容による早期療育
- 18 その他

※地域生活支援拠点整備・・・障がい者(児)の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を整備し、障がい者(児)の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

4 現状の分析

市民アンケートや障がい福祉サービス事業所アンケート調査の結果等から、障がい者福祉の現状と問題となっていることについて分析しました。

	現状
(1) 生活支援	<p>ア 24時間の支援体制のグループホームが市内に少ないため、入所施設からの地域移行が進まない。 長沼・岩瀬地区は福祉サービス事業所が少ないこと、また、事業所までの送迎が困難で通所できないケースや通所のための交通費が大きな負担となっているケースなどがある。 養護者である親の高齢化により障がいと介護が必要となってきた複合的なケースがある。 市民アンケートの結果から、介護者が60歳代以上という割合は全体の39%となっている。</p> <p>イ 市民アンケートの結果から、放課後デイサービスの支援内容に差があるという複数意見がある。</p> <p>ウ 市民アンケートの結果から、親亡き後の障がい者の生活が心配という複数意見がある。</p> <p>エ ひきこもっている障がい者がいる。</p> <p>オ 事業所アンケートの結果から、相談支援専門員やヘルパー(家事援助、移動支援など)などの人材が不足している。</p>
(2) 保健・医療	<p>ア 2021(R3)年9月に医療的ケア児支援法が施行、地方公共団体が医療的ケア児及びその家族を支援する施策を実施する責務について明記された。 医療的ケア児が利用できる事業所が少なく家族負担が大きい。</p> <p>イ 入院中の精神障がい者の地域移行が進まない。</p> <p>ウ 保護者の障がい受容がないことによる療育や支援の遅れがある。</p> <p>エ 生活習慣病等の放置から障がい者になる人がいたり、障がいの発見が遅れたりする場合がある。</p>
(3) 雇用・就業支援	<p>ア 市民アンケートの結果から、正社員として働いているのは、身体障がいのある方は55.3%、知的障がいのある方は7.6%、精神障がいのある方は14.8%となっている。 市民アンケートの結果から、障がい者が働ける職場が少ないという複数意見がある。</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の影響等による作業受注の減少に伴い工賃が減少している。 就労支援 B 型事業所の月額平均工賃は 2021(R3)年度全国平均は 16,507 円、2022(R4)年度市内平均は 14,137 円で全国平均を下回っている。ボランティア活動に参加したことが無い人が半数以上いる。</p> <p>ウ 市民アンケートの結果から、障がい者が働くために必要な取り組みは、障がい者の状況により働き方が柔軟であることが必要 67.1%、職場内で障がいに対する理解があることが必要と答えた割合が 63.9%となっている。 福島県全体で、法定障がい者雇用率が達成できていない。</p>

	問題点	施策方針への反映
(1) 生活支援	<p>ア 養護者の高齢化により障がいと介護が必要なケースなど、ニーズが複合化、多様化しており、適切なサービスにつながっていない。</p> <p>イ 複数の事業所に通う障がい児への支援方針が統一されていない。</p> <p>ウ 「親亡き後」や養護者の死亡、入院などの緊急時に受け入れるためのコーディネーターや場所が不足し、必要なサービスを受けながら生活できる体制が整っていない。</p> <p>エ ひきこもりの障がい者を支援につなげる体制が弱く、社会との関わりがもてない。</p> <p>オ 相談支援専門員や居宅介護ヘルパー(家事援助、移動支援など)などの人材が不足しており、担い手が確保できていない。</p>	<p>ア 複合化・多様化している障がい者のニーズへの対応を図る必要があります。 ニーズにあった障がい福祉サービスの充実とニーズをつなぐ相談支援体制の強化が必要です。</p> <p>イ 複数の事業所に通っている場合は、支援方針の統一が必要です。</p> <p>ウ 「親亡き後」や緊急時に障がい者(児)の生活を支援するため、継続的な受け入れや緊急的な受け入れが可能となる体制を整える必要があります。</p> <p>エ ひきこもりの障がい者が、社会と関わることのできる機会と支援が必要です。</p> <p>オ 障がい福祉サービスを担う人材の確保・育成が必要です。</p>
(2) 保健・医療	<p>ア 事業所にて医療的ケア児を支援できる環境が整っておらず、利用できる障がい児支援サービスが不足している。</p> <p>イ 計画に掲げた精神障がい者の地域移行が、人材や施設整備を含めた資源不足により達成できていない。</p> <p>ウ 保護者が子どもの障がいについて受容できずにいる。</p> <p>エ 生活習慣病等から障がいが発生し、発見・治療の遅れが結果として重篤化につながっている。</p>	<p>ア 医療的ケア児が障がい児支援サービスを受けられるよう人材を確保し、事業所が医療的ケア児を支援できる環境を整備する必要があります。</p> <p>イ 入院中の精神障がい者が退院後に自宅やグループホーム等地域で暮らすことのできる支援体制が必要です。</p> <p>ウ 保護者が子どもの障がいを受容するための取り組みが必要です。</p> <p>エ ライフステージに応じて各支援機関が連携し、情報をつなぎながら障がいの原因となる疾病等の予防や、障がいの早期発見、早期治療が必要です。</p>
(3) 雇用・就業支援	<p>ア 知的障がい・精神障がいのある人の能力とのミスマッチなどによって、正社員として働ける割合が少ない。</p> <p>イ 福祉的就労の場での工賃が低いと、自立した生活を送るうえで金銭的な不安がある。</p> <p>ウ 企業が障がいを理解する機会が少ないため、障がいに対する理解が充分でなく、障がい者の特性に応じた働き方が提供されにくい。福祉の活動をする人がいなくなる。</p>	<p>ア 知的障がい・精神障がいの特性に応じた就労への支援が必要です。</p> <p>イ 自立した生活を送るために就労支援事業所など福祉的就労の場の工賃向上につながるような取り組みを進める必要があります。</p> <p>ウ 障がい者を雇用していない企業に対して、障がい特性に対する理解促進やコミュニケーション方法を学ぶ機会が必要です。</p>

	現状
(4) 生涯学習支援	<p>ア 障がい者スポーツ(パラスポーツ)や障がい者の文化芸術活動の機会が少ない。</p> <p>イ 特別支援学校を卒業すると活動の機会が減り、活動の場や発表の機会が少ない。</p>
(5) 情報アクセシビリティ・意思疎通支援	<p>ア 2022(R4)年 5 月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要とされている。</p> <p>イ 手話通訳奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座を継続して実施している。</p>
(6) 障がい理解・教育	<p>ア 市民アンケートの結果から、障がい者が暮らしやすくなるためには、「障がいのある人に対するまわりの理解の深まりが必要」と答えた割合が 39.5%となっている。 市民アンケートの結果(自由記述)から、「子どものうちからの障がいのある子と一緒に過ごして障がいを認知してもらおう取り組みがあるとよい」という意見がある。</p>
(7) 防災	<p>ア 災害発生時に自ら避難することが困難な方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を町内会、行政区、民生委員・児童委員、警察署、消防署と共有しているが、要支援者の避難を支援する仕組みを構築できているのは、自主防災組織が組織されている一部の町内会、行政区にとどまっている。 市民アンケートの結果から、「災害時に近所で助けてくれる人がいない」43.5%、「災害時に困ることは安全なところまで避難することができない」37%となっている。</p> <p>イ 災害時において障がい特性に配慮して安心して避難できる支援体制が整っていない。</p> <p>ウ 災害時には感染症拡大リスクがあり、特に避難所での隔離対策など感染症拡大防止の必要性を厚生労働省が周知している。</p>
(8) 権利擁護・差別解消	<p>ア 市民アンケートの結果から、成年後見制度の名称も内容も知っている割合が 23.8%となっている。</p> <p>イ 判断能力が弱く、意思決定や財産管理ができない障がい者がいる。</p> <p>ウ 養護者や施設従事者等からの障がい者虐待が生じている。</p> <p>エ 市民アンケートの結果から、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある割合が 62.8%となっている。</p>

	問題点	施策方針への反映
(4) 生涯学習支援	<p>ア 披露する機会が少ないためにパラスポーツや文化芸術活動が知られていない。</p> <p>イ 障がい者が製作した作品を発信する意識が薄い。</p>	<p>ア 障がいがあっても、スポーツや文化芸術の生涯学習活動を楽しめることを知らせるなど社会に参加する意欲を高める必要があります。</p> <p>イ 障がい者が製作した作品の展示等の発表の場を確保するなど発信する意欲を高める必要があります。</p>
(5) 情報アクセシビリティ・意思疎通支援	<p>ア 障がいの種類・程度に応じた情報提供の手段に不足がある。</p> <p>イ 育成の仕組みが不十分なため、意思疎通支援の人材まで育てていない。</p>	<p>ア 障がいの種類・程度に応じニーズに合った情報提供手段を充実させる必要があります。デジタル技術を活用して意思疎通支援を図る必要があります。</p> <p>イ 育成の仕組みを整え、意思疎通支援の人材を育成していく必要があります。</p>
(6) 障がい理解・教育	<p>ア 障がいに関する理解を深める機会が少なく、または関心が薄いため、小中学生から大人まで、障がいへの理解が深まっていない。</p>	<p>ア 市民が障がいに関する知識を学んだり、障がいがある人を理解したりする機会を充実する必要があります。小中学生から福祉や障がいを理解する機会が必要です。</p>
(7) 防災	<p>ア 地域において有事の際、無事に避難できる仕組みが全域で整っておらず、十分に対応できないおそれがある。</p> <p>イ 災害時、障がい特性に配慮した避難の方法や支援者の体制が定まっていない。</p> <p>ウ 障がい者が避難所で感染症に罹患した場合、症状が悪化し重篤な状況になるおそれがある。</p>	<p>ア 地域において要支援者が避難できる体制を整えておく必要があります。</p> <p>イ 災害時における障がい特性に配慮した避難方法や支援者を決めておくなどの体制が必要です。</p> <p>ウ 避難所にて物理的な隔離や健康管理の実施による感染症対策が必要です。</p>
(8) 権利擁護・差別解消	<p>ア 成年後見制度の関心不足により認知が広まっていない。</p> <p>イ 意思決定や財産管理ができない障がい者に支援が届いていない。いざ困った時に、誰に助けを求めればよいかわからない。</p> <p>ウ 障がいに関する理解不足により障がい者虐待案件がなくなる。</p> <p>エ 障がいに関する理解不足により障がいを理由とする差別や偏見がある。</p>	<p>ア 成年後見制度を含めた権利擁護について、周知する必要があります。</p> <p>イ 障がいがあっても自分の権利を行使し、財産を管理できることが必要です。</p> <p>ウ 障がい者虐待の理解促進と早期発見の仕組み、予防対策が必要です。</p> <p>エ 障がいへの理解を深め、障がいを理由とする差別や偏見をなくすことが必要です。</p>

第3章 計画の方向性

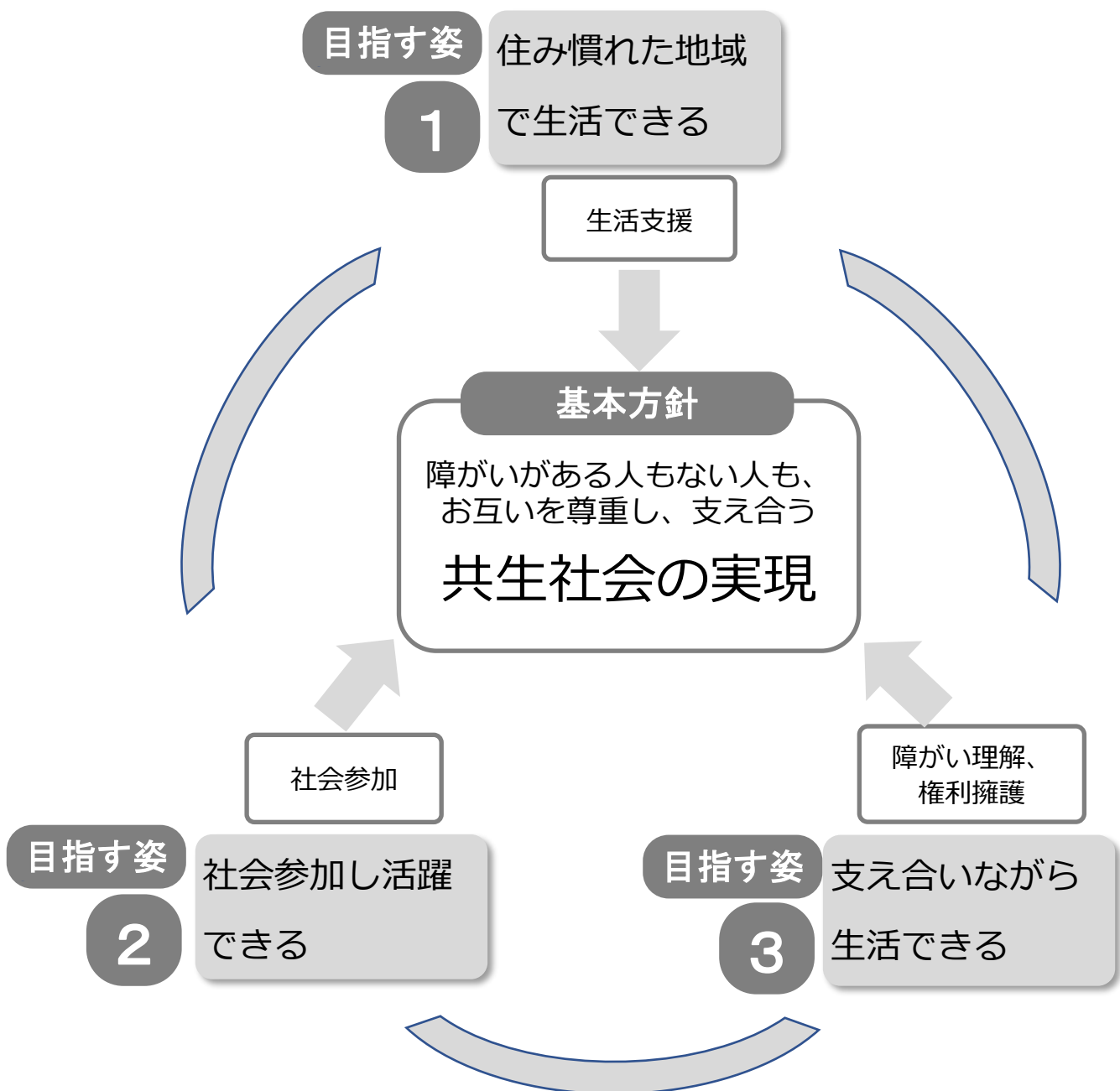
1 基本方針

市第3次障がい者計画においては、「障がいがある人も障がいがない人も、自分が望む地域でお互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現」を目指し、各種障がい福祉施策を進めてきました。

しかしながら、共生社会の実現に向けては、多くの課題を有しており、さらなる施策の推進を図っていくことが求められています。

この計画における基本方針は、第3次障がい者計画を継承し、「障がいがある人もない人も、お互いを尊重し、支え合う共生社会の実現」とします。

また、「共生社会」の実現に向けて、目標となる「目指す姿」を設定し、施策を推進します。



2 目指す姿

目指す姿 1

住み慣れた地域で生活できる【生活支援】

- ▶ 障がい福祉サービス等を利用しながら住み慣れた地域で生活できることを目指します。

【施策方針】

- ・障がい福祉サービス等の充実
- ・障がい福祉に携わる人材の確保、育成支援
- ・保健医療体制の充実
- ・医療的ケアを必要とする児童の支援

目指す姿 2

社会参加し活躍できる【社会参加】

- ▶ 障がいがあっても社会に参加し、能力を生かして、様々な場面でそれぞれが活躍できることを目指します。

【施策方針】

- ・障がい者雇用の推進
- ・障がい者生涯学習活動の推進
- ・情報提供、意思疎通支援の充実

目指す姿 3

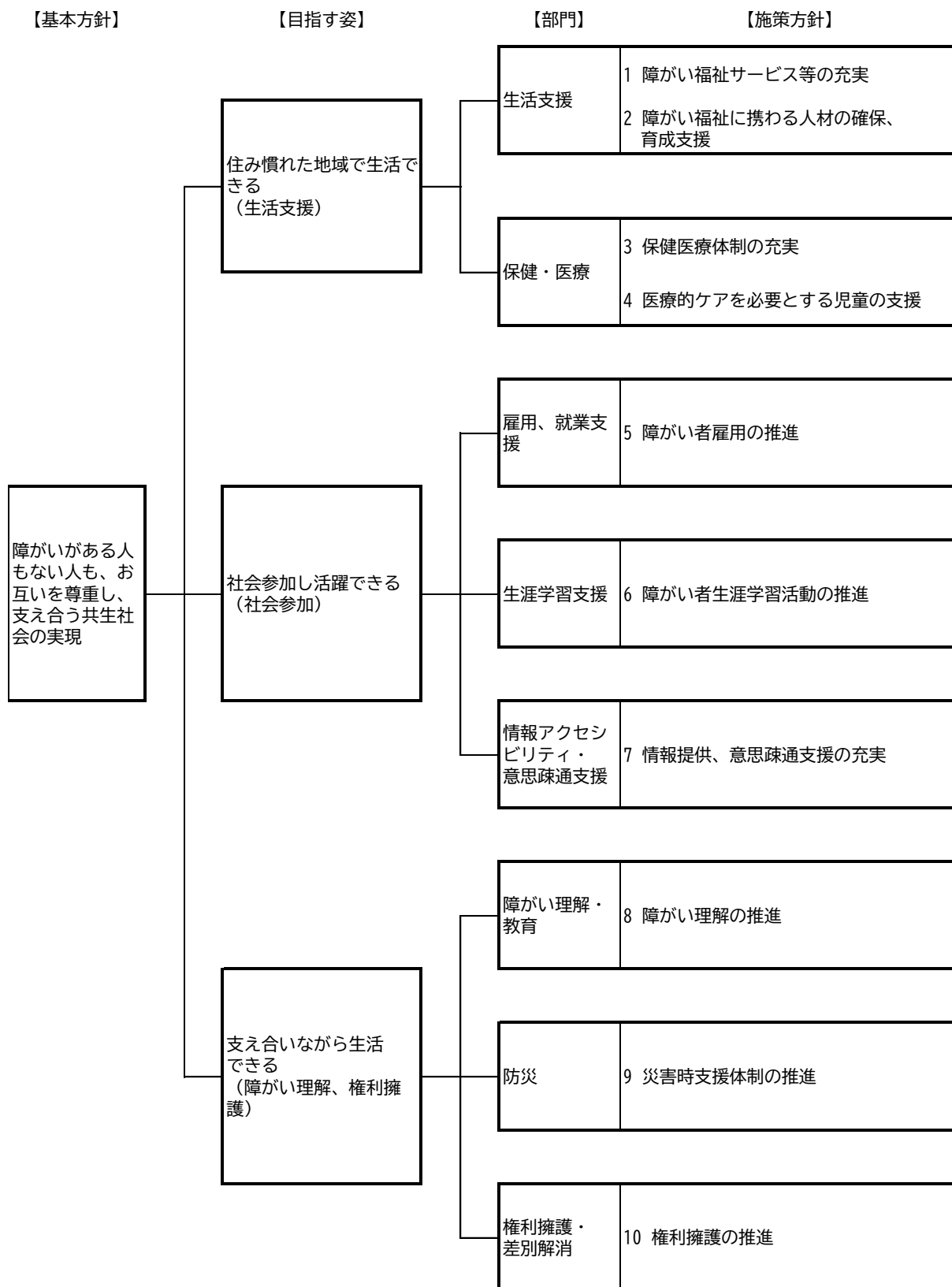
支え合いながら生活できる【障がい理解、権利擁護】

- ▶ お互いを尊重し、支え合いながら生活できる社会を目指します。

【施策方針】

- ・障がい理解の推進
- ・災害時支援体制の推進
- ・権利擁護の推進

3 施策の体系



第4章 施策方針

目指す姿1 住み慣れた地域で生活できる

1 障がい福祉サービス等の充実

◆ 主な取り組み内容 ◆

(1) 地域のニーズに対応したサービスの充実

- 障がい者の特性に応じて、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などを提供します。
- 障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、須賀川地方地域自立支援協議会と連携しながら、在宅サービスやグループホーム等の充実を図ります。
- 障がい福祉サービス等の提供体制や地域資源の現状を踏まえ、施設に入所する方が地域で暮らすためのサービス等の充実を図ります。
- 障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備した「地域生活支援拠点等」の体制を構築します。
- 障がい者が安全に公共交通機関を利用できるよう、関係機関と連携し利便性の向上等の環境整備に取り組むとともに、公共交通部門との連携や役割分担を図りながら、新しい交通手段の検討を行います。
- 須賀川地方地域自立支援協議会と連携しながら、長沼地区、岩瀬地区の不足するサービス等資源の開発に努めます。

(2) 重層的支援体制の強化

- 複合化・多様化している困難ケースにおいては、重層的支援会議での情報共有後、支援プランを作成し、関係機関が連携して支援を行う体制の強化を図ります。

(3) 相談支援の充実

- 障がい者が必要な制度やサービスを的確に知ることができ、利用につながるよう、身近で気軽に相談できる環境づくりに努めます。
- 基幹相談支援センターによる相談支援事業所等への助言や研修会等を通して、専門性の高い相談員の育成を図り、相談支援体制を強化します。
- 須賀川地方地域自立支援協議会と連携し、相談支援体制が充実するよう課題解決に向けての取り組みを行います。

(4) 児童発達支援センターを中心とした障がい児支援体制の強化

- 児童発達支援センターを中心に須賀川地方地域自立支援協議会こども支援部会において、療育支援を受ける障がい児が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう体制づくりと、事業所サービスの支援の均一化を図ります。
- 児童発達支援センターを中心に、地域全体の療育や相談体制の充実を図ります。
- 地域の保育所、こども園などにおいて、障がい児の療育などの支援方法について保育士等にアドバイスする保育所等訪問支援事業の確保、充実を図ります。

- 重度心身障がい児の支援を行う障がい児支援事業所の整備を促進します。

(5) ひきこもりがちな障がい者への支援充実

- ひきこもりがちな障がい者の活動の場(社会参加のきっかけづくり)として須賀川市障がい者地域活動支援センターを運営します。
- 障がい種別にかかわらず当事者や経験者が共に支え合うピアサポーターによる活動を推進します。

※ピアサポーター…障がいのある人生に直面し、同じ課題や立場を経験してきたことを活かして仲間として支える活動を行う人のこと。

2 障がい福祉に携わる人材の確保、育成支援

◆ 主な取り組み内容 ◆

(1) 福祉を担う人材の確保

- 相談支援事業所及び相談支援専門員が充実するための取り組みを推進します。
- 基幹相談支援センターによる相談支援事業所等への助言や研修会等を通して、専門性の高い相談員の育成を図り、相談支援体制を強化します。(再掲)
- 居宅介護ヘルパーの人材を確保するための助成制度などの検討を行います。
- 介護職への就労を促すため、福祉のしごとの魅力発信を行います。
- ICT機器等のデジタル技術を活用し、業務の改善を図ることで職員の負担軽減につながるように国、県と協力していきます。

(2) サービス提供事業者の研修の充実

- 障がい福祉に携わる職員等のスキルアップのため、須賀川地方地域自立支援協議会と連携しながら専門的な研修を実施します。
- サービス提供事業者の職員に対し、国・県等が実施する研修会等の周知を図ります。
- サービス提供事業者に対し各種研修の実施を勧め、障がい者支援に直接携わるサービス従事者やサービス管理責任者等の能力向上を図るよう働きかけていきます。

3 保健医療体制の充実

◆ 主な取り組み内容 ◆

(1) 地域移行に向けた連携体制の強化

- 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう保健、医療、福祉の関係機関の連携強化を図ります。

(2) 早期発見、早期療育の推進

- 発達が気になる子どもや発達障がいのある子どもの保護者に対して、ペアレントプログラムを用いるなど、保護者の不安解消や障がいに対する認知の変容を図ります。
- 乳幼児健康診査にて疾病や障がい等の早期発見を図り、専門医の紹介やその後のフォローを通じて早期療育への支援に努めます。
- 発達障がいをはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援のために、発達支援教室や臨床心理士等による相談会を実施します。

(3) 障がいの原因となる疾病の予防

- 各種健診の受診勧奨により、生活習慣病の予防など未病対策に取り組みます。

(4) 保健、医療、福祉、教育等関係機関の切れ目のない連携

- 障がい者(児)の関係機関が情報を共有し、連携しながら、進級・進学・就業時など各々のライフステージの転換期に切れ目なく支援できる体制の充実に努めます。
- 障がい者のニーズに応じた支援ができるよう保健・医療・福祉・教育の連携強化を図ります。
- 関係機関の情報共有のために、「サポートブック」の活用を進めます。

※ペアレントプログラム…子どもや自分自身について「行動」を把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的としたプログラム。

4 医療的ケアを必要とする児童の支援

◆ 主な取り組み内容 ◆

(1) 医療的ケア児支援環境の整備

- 医療的ケア児支援コーディネーターを中心に、関係機関の調整を行い、医療的ケア児の学びの場の選択肢を増やすなど、教育を受けることができるよう努めます。
- 医療的ケア児支援コーディネーター、相談支援専門員、関係機関が連携し、医療的ケア児やその家族に支援が行えるよう取り組みます。
- 医療的ケア児が、学校等において適切な医療的ケアを受けられるよう、看護師を派遣する体制づくりを検討します。
- 医療的ケア児を受け入れできる事業所を確保します。

5 障がい者雇用の推進

◆ 主な取り組み内容 ◆

(1) 一般就労移行への支援体制の充実

- 就労移行支援事業所や就労定着支援事業所等との連携のもと、就職から職場定着まで支援体制の充実に図ります。
- 一般就労への移行支援や就労後の就労定着を支援する事業所の確保を促進します。
- 須賀川地方地域自立支援協議会就労支援部会と連携し、障がい者の就労を進めるにあたっての課題の把握と課題解決等の検討を進めます。

(2) 市内企業への周知啓発活動の実施

- 須賀川地方地域自立支援協議会就労支援部会と連携しながら職場実習など、障がい者の職業体験機会の提供に取り組みます。
- 須賀川地方地域自立支援協議会就労支援部会やハローワーク、県中地域障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の雇用について、一般企業等への啓発に努めます。

(3) 障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針に基づく優先調達の促進

- 障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針に基づき、就労支援施設等からの物品や役務の調達に努めます。

(4) 作品の周知、販売する機会の創出

- 庁舎内の食堂、売店を障がい福祉サービス事業者が運営することにより、障がい者就労を周知し、障がい者の働く機会の提供に取り組みます。
- 障がい者福祉サービス事業所の自主製作品について商品PRや展示販売する機会の創出を図ります。

(5) 福祉的就労支援の推進

- 就労継続支援事業の取り組みなどを周知し、働く場の確保に努めていきます。

6 障がい者生涯学習活動の推進

◆ 主な取り組み内容 ◆

(1) 生涯学習活動の機会の周知と創出

- 多様なスポーツを紹介し、障がい者がスポーツに親しみ、参加する機会の周知を図ります。
- 障がいの有無にかかわらず共に参加できるパラスポーツを推進します。
- 文化芸術活動の自主的活動や、障がいの有無にかかわらず文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる機会の創出に努めます。
- 障がい者の作品を紹介する機会や創作した作品の展示等の機会を増やします。
- 文化芸術活動に関する情報を広く収集し、障がい特性に配慮しながら、障がい者が必要とする情報の積極的な発信に努めます。

7 情報提供、意思疎通支援の充実

◆ 主な取り組み内容 ◆

(1) 意思疎通支援の人材確保・育成

- 養成講座を開催し、意思疎通支援に係る専門的人材の養成と確保に努めます。

(2) 情報アクセシビリティの確保

- 市広報やホームページ、公式 LINE など多様な媒体により、障がい特性に配慮しながら、障がい者が必要とする情報の提供に努めます。
- 聴覚障がい者や視覚障がい者へ確実に情報を提供するため、当事者団体等と協議しながら、情報アクセシビリティの向上を図ります。
- 聴覚障がい者の情報の取得利用、意思疎通に支援が必要な人に対し、手話通訳者や要約筆者等の派遣を行い、意思疎通を支援します。

(3) デジタル技術を活用した支援

- デジタルを活用し、遠隔の手話通訳やSNSなど、聴覚障がい者の意思疎通を支援します。

8 障がい理解の推進

◆ 主な取り組み内容 ◆

(1) 市民講座の開催

- 市民の障がいに対する理解が深まるよう定期的に市民講座を開催します。

(2) 障がいの理解啓発

- 障がい者週間等に、障がいに関する理解が深まるよう効果的な周知啓発を図ります。
- 障がい福祉事業所ガイダンスなどを通して、障がい福祉の周知、啓発活動に取り組みます。

(3) 小中学生を対象とした福祉教育の充実

- 小・中・義務教育学校において、福祉教育の授業などを通して、福祉や障がいを理解するための学ぶ機会の充実やインクルーシブ教育の推進に取り組みます。

(4) ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの啓発

- ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン等の考え方の普及啓発に取り組みます。

※ノーマライゼーション…障がい者や高齢者などがほかの人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実などを整備していく考え方。

※ソーシャル・インクルージョン…「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

9 災害時支援体制の推進

◆ 主な取り組み内容 ◆

(1) 関係機関と連携した災害時要支援者支援体制の推進

- 地域の民生児童委員、町内会等関係者と、災害時に支援が必要な障がい者の情報共有を図ります。
- 障がい者施設での安全で確実な避難のために、町内会や地元の自主防災組織、近隣のボランティアの協力等、関係機関との連携強化を促します。

(2) 避難行動要支援者個別避難計画の作成と避難訓練の実施

- 個別避難計画について、避難行動要支援者の状況に応じて福祉専門職との連携を図り、より実効性の高い個別避難計画を作成し、避難訓練の実施に努めます。

(3) 避難所での感染症対策の強化

- 要配慮者に配慮した避難所や備蓄品の整備を図り、障がい者の安全を確保するとともに、避難所での感染症対策を強化します。

10 権利擁護の推進

◆ 主な取り組み内容 ◆

(1) 意思決定支援の推進

- 障がい者本人に寄り添った意思決定支援を行う環境の調整や、須賀川地方地域自立支援協議会権利擁護部会と連携し支援者を対象とした研修等を実施します。

(2) 成年後見制度の周知

- 成年後見制度について、市広報やホームページ、公式 LINE による周知を図るとともに、市民や福祉関係者等を対象とした研修会等を実施します。

(3) 須賀川市成年後見支援センターの利用促進

- 成年後見制度の利用を支援するため、後見等開始の申立て手続きや費用負担が困難な人に対する費用助成を行います。
- 須賀川市成年後見支援センターを中核機関とした、権利擁護支援の地域連携ネットワークの連携を推進します。

(4) 須賀川市障がい者虐待防止センターの運営強化

- 市民や事業者、関係団体に対して、リーフレット等を配布するなど、虐待防止に関する啓発活動を行います。
- 須賀川地方地域自立支援協議会権利擁護部会と連携しながら、障がい者虐待の防止に関する研修会や事例検討会を開催し、早期発見のための関係機関連携を図ります。

(5) 障がいを理由とする差別解消、合理的配慮の啓発

- 障がいや地域社会で生じる障がい者に係る問題等に対して、須賀川地方地域自立支援協議会等と連携しながら、研修・講座等の開催や啓発リーフレットの配布等を行い、市民の理解を深め、障がい者への差別解消、合理的配慮の啓発に取り組みます。
- 障がい者差別に関する相談窓口を明確にし、差別の解消に向けて適切に対応します。

第5章 計画の推進

1 推進体制

市は、須賀川地方地域自立支援協議会や市の関係部局と連携しながら各施策の計画的、効果的な推進を図ります。

また、各施策の進捗状況を把握し、その結果を須賀川地方地域自立支援協議会及び各専門部会に報告するなど、計画の進行管理を行います。

さらに、国の障がい者福祉施策の改革等の動向を注視し、国や県、社会福祉法人、障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等との連携、協力体制のもと必要に応じて計画の見直しを行い、次の計画や施策に反映させていきます。

資料編

計画策定の経緯

年月日	実施事項	内容
2023(R5)年 4月20日	市政経営会議	計画策定概要、スケジュールなどの審議
6月29日 ～7月14日	アンケート調査	調査対象者 1,000 人
7月19日	第1回須賀川市障がい者計画等策定委員会	計画の概要、スケジュールなどの説明
8月	障がい福祉サービス事業所へのアンケート調査の実施	須賀川・岩瀬管内の78事業所
12月1日	第2回須賀川市障がい者計画等策定委員会	アンケート調査結果、障がい者計画の施策体系(案)、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要(案)の審議
12月25日	市政経営会議	計画概要の説明
2024(R6)年 1月5日 ～1月19日	庁内意見照会	計画素案への意見照会
1月22日	市議会文教福祉常任委員会	計画概要の説明
1月22日 ～2月4日	パブリックコメント	計画素案への意見募集
2月16日	第3回須賀川市障がい者計画等策定委員会	障がい者計画(最終案)、障がい福祉計画・障がい児福祉計画(最終案)の審議、承認
3月18日	市政経営会議	計画策定の報告

須賀川市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進及び障がい者福祉の充実を図るため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく須賀川市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく須賀川市障がい福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく須賀川市障がい児福祉計画(以下「障がい者計画等」という。)を策定するに当たり、須賀川市障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1)障がい者計画等の策定に関すること。
- (2)その他障がい者計画等の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から障がい者計画等の策定が完了するまでの期間とする。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

市内精神科病院の関係者
市内入所施設の関係者
市内相談支援事業所の相談支援専門員
市内居宅介護事業所の関係者
須賀川地方地域自立支援協議会部会長会の関係者
すかがわ地方基幹相談支援センター相談支援専門員
県中地域相談支援アドバイザー
公募委員

須賀川市障がい者計画等策定委員会委員

No.	氏名	団体・役職	備考(要綱上の委員職)
1	山崎 智夫	有限会社パブリック ヘルパーステーション・シャローム 代表取締役	市内居宅介護事業所の関係者
2	坂本 千春	宇津峰十字の里 所長	市内入所施設の関係者
3	寺山 由莉	寿泉堂松南病院 精神保健福祉士	市内精神科病院の関係者
4	本田 光子	社会福祉法人牧人会 相談支援専門員	市内相談支援事業所の相談支援専門員
5	吉田 尚広	須賀川地方地域自立支援協議会 就労支援部会長	須賀川地方地域自立支援協議会部会長会の関係者
6	遠藤 真希	すかがわ地方基幹相談支援センター管理者	すかがわ地方基幹相談支援センター相談支援専門員
7	鈴木 雅史		県中地域相談支援アドバイザー
8	松川 力也		公募委員
9	笠井 秀隆		公募委員

